

電子帳簿保存法セミナー

～改正内容と対応について～

令和6年1月から完全義務化

令和6年1月から全事業者の対応が必要となる「改正電子帳簿保存法」では、電子取引については保存要件に合致した電子データの保存が必要となります。例えば、請求書や領収書を電子データで受理した場合には、印刷したものではなく電子データでの保存が必要となります。

池田町商工会では、改正電子帳簿保存法の概要や対応方法などについて、わかりやすく説明する『電子帳簿保存法セミナー』を開催いたしますので、是非この機会にご参加ください。

日 時

令和5年7月21日（金）

19時～20時30分

会 場

池田町商工会館 2階研修室

講 師

三浦会計事務所

公認会計士・税理士 三浦 陽平 氏

参加費

無 料（定員30名 先着順）

内 容

- 電子帳簿保存法改正の概要
- なぜ今、電子帳簿保存法への対応が必要なのか
- 改正電子帳簿保存法への対応方法は3種類
- 実務上のポイント など

申込み・お問い合わせ

池田町商工会 岐阜県揖斐郡池田町六之井1480-1

TEL：0585-45-8000 FAX：0585-45-8186

※この事業は、町の補助を受け実施しています

『電子帳簿保存法セミナー』参加申込書

事業所名		住 所		 上記QRコードから 参加申込可
業 種		T E L		
参加者名				

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの目的以外で使用することはありません。